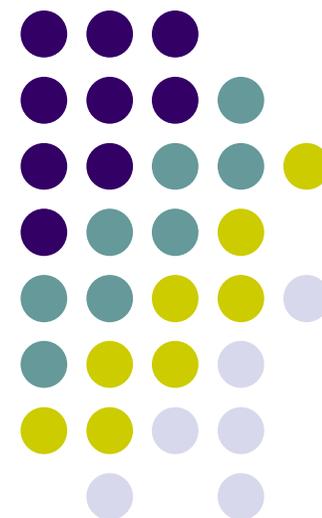


顧問先を守るための経営支援策

～資金繰り改善、事業再生、事業譲渡、M&A支援策を中心として～

令和4年11月8日
税理士 湊 義和



講師略歴

1 氏名:税理士 湊 義和 (みなと よしかず)

2 略歴:1985年 慶応義塾大学経済学部卒業後、国民金融公庫(現日本政策金融公庫)へ入庫。
支店勤務、米国留学、本店総務部勤務を経て、1999年独立開業。1996年税理士登録。

3 役職:現在、東京税理士会中小企業対策部部員、会員相談室相談委員、
日本税務会計学会国際部門常任委員。東京商工会議所登録エキスパート

4 主な著書

「事業承継対策の法務と税務」(共著)日本法令、「生前贈与の法務リスクと税務リスク」(共著)
大蔵財務協会、「税理士が知っておきたい資金調達50のポイント」大蔵財務協会、「税理士が知っ
ておきたい創業支援50のポイント」(共著)大蔵財務協会、「所得税ハンドブック・令和4年版・日本税理士
連合会版」中央経済社、「家計を元気にする・税金活用術」中央経済社、「こんなに面白い税理士の
仕事」中央経済社 他。

5 事務所:東京都千代田区大手町2 - 2 - 1新大手町ビル2F office@minato-bestpilot.co.jp

はじめに

本テキストは、2022年11月2日現在の情報により作成されています。

【目次】

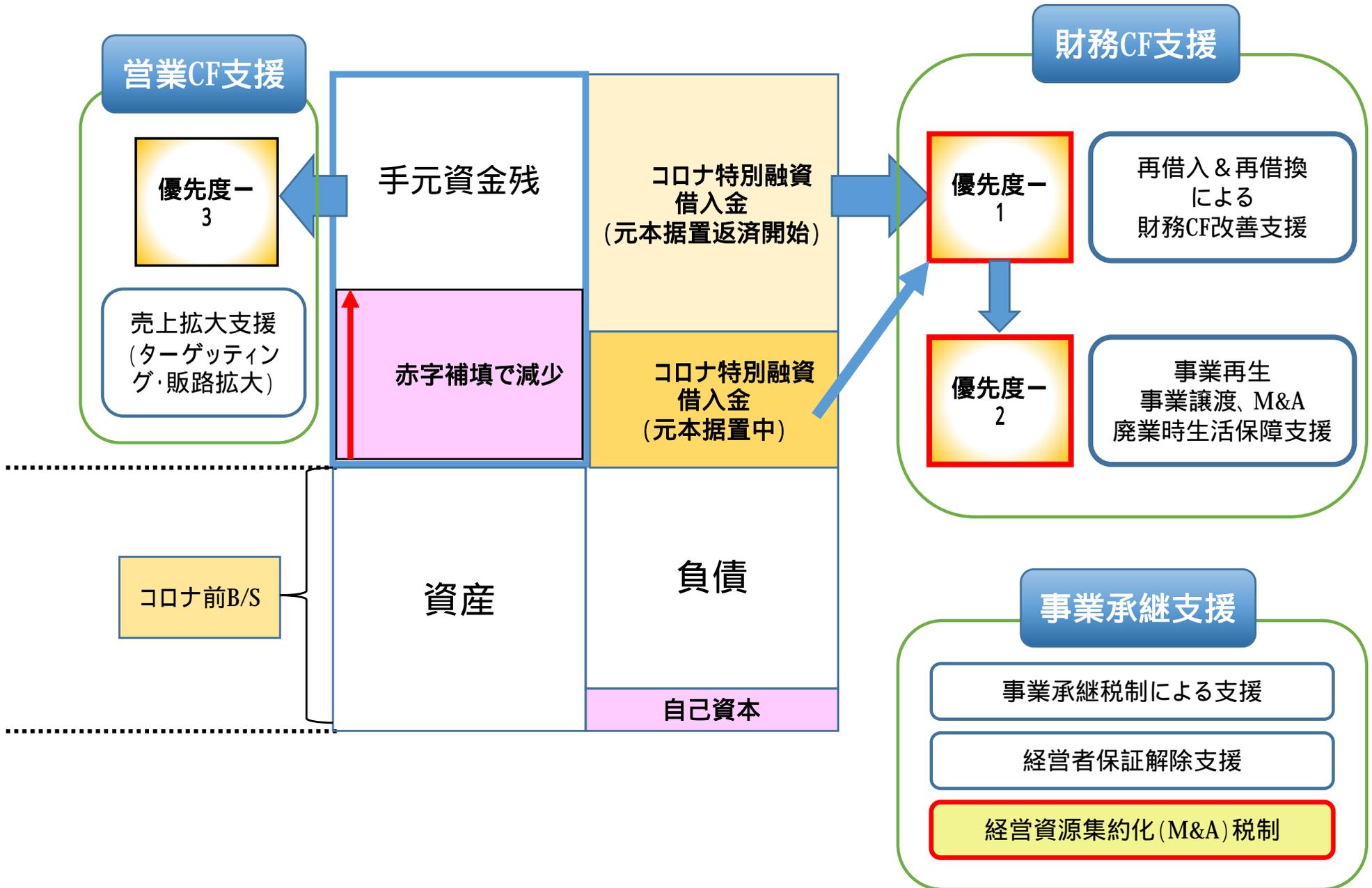
向こう1年間のコロナ危機支援の優先順位

「優先度-NO1」資金繰りの維持支援のポイント

「優先度-NO2 (その1)」事業再生支援のポイント

「優先度-NO2 (その2)」事業譲渡、M&A支援のポイント

向こう1年間のコロナ危機支援の 優先順位



優先度
NO - 1

「資金繰りの維持支援」策

～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年3月、「**中小企業活性化パッケージ**」(資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援)を公表。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策(本年4月26日)」により、**日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年9月まで延長**。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、**ポストコロナへの段階的移行を図りつつ(伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等)**、コロナ融資の返済負担軽減策の検討など**コロナ資金繰り支援の継続・拡充**を図る。
- また、**物価高騰対策**として、価格転嫁の促進と併せて、**セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長**する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による**収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置**を講じる。

I. 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

ポストコロナに向けた段階的移行

① 伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる(0.85%→0.2%等)特別保証(100%保証等、年度末まで)について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→1億円】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

② 日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】・**拡充 + 無利子・危機対応融資(商工中金・政投銀)の終了(9月末申込分まで)**

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→4億円(中小事業)】

→ スーパー低利・無担保融資(コロナ特貸)の期限を延長【9月末→年度末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

① **セーフティネット保証4号(別枠(上限2.8億円)、100%保証)の期限延長【9月末→12月末まで】**

② **セーフティネット貸付(物価高騰対策)の金利引下げ(▲0.4%) 期限延長【9月末→12月末まで】**

※貸付期間5年 中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

③ **借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討**

④ **事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請**

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて2段階の支援を実施。

金利引き下げなし

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

金利▲0.9引下げ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）
については、柔軟に対応

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料減免

伴走支援型特別保証制度を利用した場合に保証料を減免。

日本公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転20年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業4億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.08%→0.18%、国民事業1.23%→0.33%

※金利は令和4年4月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

（出典：経済産業省「新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様へ」）

日本公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

②前4年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.23%（令和4年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付について、
各機関毎に、既往債務の借換も可能です。

【対象制度】

日本公庫及び沖縄公庫

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策衛経 等

【金利引き下げ の限度額】

日本公庫及び沖縄公庫

中小事業 4億円、

国民事業 6,000万円

【借換え限度額】

日本公庫及び沖縄公庫

中小事業 6億円、

国民事業 8,000万円、

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※令和2年3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制等に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しています。

◆ SN5号：四半期毎に業況の悪化している業種を指定しています。

詳細については、以下をご覧ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

申請月が令和4年9月である場合

最近1か月は「令和4年8月」、その後の2か月間は「令和4年9月と10月」とします。比較する前年同期は、「令和3年8月」、「令和3年9月」、「令和3年10月」ですが、前年同期が既に同感染症の影響を受けているため比較対象とできない場合は、「令和2年8月、9月、10月」、または「令和元年8月、9月、10月」と比較することも可能です。

「最近1か月」の売上高等の要件緩和

「最近1か月」の売上高等と前年同月の売上高等の比較が適当でない場合は、「最近6か月間」の平均売上高等と前年同期の平均売上高等を比較することが可能です。また、この要件緩和の対象には、下記の「認定基準の運用緩和について」の対象である中小企業者（緩和1を除く。）も含まれます。

なお、この場合は「**売上高一覧（最近6か月間平均の補足資料）**」を併せてご提出ください。また、申請書類につきましては、適宜、「1か月間」と記載のあるところを「6か月間の平均」に修正してご利用ください。

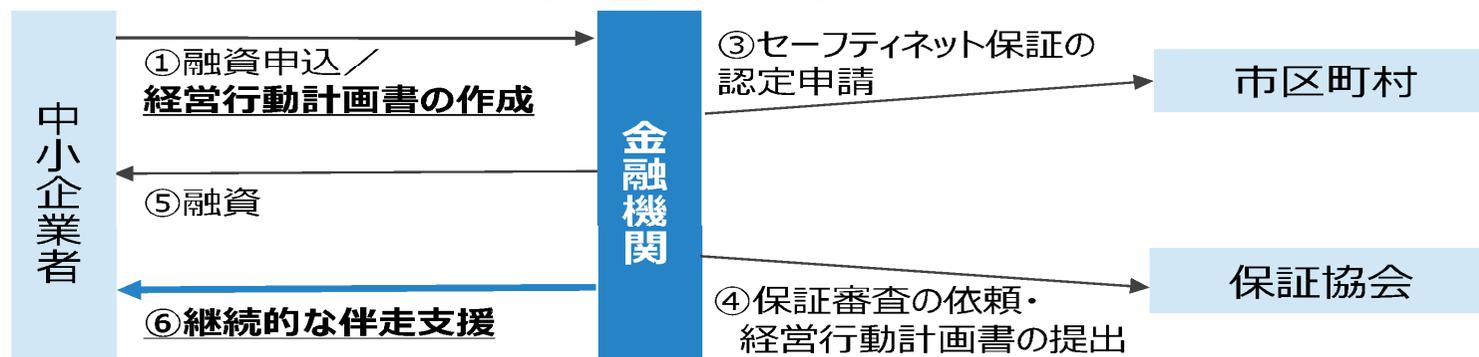
(出典:目黒区HP)

伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を措置。

- 保証限度額 : 1億円（令和4年10月より）
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・原則セーフティネット保証4号・5号の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること

ご利用の流れ（一例）



（出典：経済産業省「新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様へ」）

東京都制度融資

新型コロナウイルス感染症対応融資

令和4年10月改定

伴走全国（国の全国統一保証制度）

伴走対応

金融機関のフォローアップを受けながら経営改善を図ろうとする事業者向け

本メニューの特徴 ～このような優遇等があります～

- 経営行動計画に基づき、融資実行から5年間、金融機関による継続的な伴走支援が受けられます。
- 一定の財務要件を満たす場合は、経営者の個人保証を不要とすることができます。
- 令和4年2月から、セーフティネット保証4号・5号の認定がない事業者でも利用が可能になりました。（認定の有無により保証料率が異なります）

融資対象

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が15%以上減少している中小企業者又は組合
 - 要件：セーフティネット4号・5号利用の場合
…区市町村の認定（売上減少15%以上）
上記セーフティネット認定がない場合
…金融機関が売上減少15%以上を確認
- ※融資申請時に、事業者は経営行動計画の策定が必要

融資条件

- 融資限度額：2億8千万円
- 融資期間：10年以内（据置5年以内）
- 融資利率：1.5%以内～2.2%以内
- 信用保証料：
「伴走全国」国の補助により事業者負担1.15%～0.2%
（事業者の財務状況等により異なります）
「伴走対応」事業者負担1/2（小規模事業者）

伴走支援

融資による資金面での支援に加えて、以下のような伴走支援を金融機関から受けられます。

経営行動計画書による **課題の見える化**

資金繰り予定表の作成支援 に関するアドバイス

仕入・販売形態の見直し に関するアドバイス

販売先や仕入先などの **新たな取引先の紹介**

（出典：東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版」）

6 新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走）

一 伴走全国（略称：伴走全国）

I 目的

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化及び生産性の向上等を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア セーフティネット保証4号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{*1,2}（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を取得していること。

イ セーフティネット保証5号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{*1}（信用保険法第2条第5項第5号の認定）を取得し、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 売上高等減少率が15%以上であること。
- ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

ウ 次のいずれかに該当すること^{*1}。

- ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。
- ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

- （4）経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定していること。

※1 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

※2 セーフティネット保証4号に関しては、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

（出典：東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版」）

IV 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。																																																																					
融資限度額	1億円※1																																																																					
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																																																																					
融資利率（年率）	<責任共有制度の対象となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超 5年以内 1.8%以内 5年超 7年以内 2.0%以内 7年超 10年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 10年以内 2.0%以内																																																																					
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																																																																					
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																																																																					
信用保証料	【融資対象（3）ア及びイに該当する場合】 全事業者0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は前述の保証料率に0.2%を上乗せする。 なお、信用保証料のうち0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）を国が補助する。 【融資対象（3）ウに該当する場合】 下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 <table border="1" data-bbox="577 1010 1805 1099"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率（%）</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>補助（%）</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 <table border="1" data-bbox="577 1158 1805 1248"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率（%）</td> <td>2.10</td> <td>1.95</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>補助（%）</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																													
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																													
補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																													
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																													
料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																													
補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																													
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。なお、本融資における経営者保証免除対応※2を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																																																																					
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																																																																					
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支援型特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。																																																																					



（出典：東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版」）

- ★ ※2 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。
- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
 - ② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(出典:東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版」)

二 伴走対応（略称：伴走対応）

I 目的

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、伴走全国を含む伴走支援型特別保証制度（以下、「伴走全国等」という。）の融資限度額の範囲内では必要な資金調達額を賄うことができない東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化及び生産性の向上等を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア セーフティネット保証4号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{*1,2}（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を取得している。

イ セーフティネット保証5号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{*1}（信用保険法第2条第5項第5号の認定）を取得し、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 売上高等減少率が15%以上であること。
- ② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

ウ 次のいずれかに該当すること^{*1}。

- ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。
- ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

- （4）本制度の申込み時点で、既に伴走全国等の利用残高がある（本件と同時に融資実行をする場合を含む。）こと。

※1 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

※2 セーフティネット保証4号に関しては、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

（出典：東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版）

IV 融資条件

資金用途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>ただし、伴走全国等の既往融資の返済を資金用途とした本融資の申込みはできない。</p>																								
融資限度額※	<p>1億8,000万円（組合3億8,000万円）</p> <p>ただし、本融資の実行金額が、「伴走全国」の融資限度額の空き枠の範囲内となる場合は利用できない（伴走全国、伴走特別又はその他の「伴走支援型特別保証制度（全国統一保証制度）」の保証を付した融資を利用すること）。</p>																								
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 令和3年度以降の「伴走対応」の既往融資残高を含める。

（出典：東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月1日版」）

新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資

特別借換(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等)
【略称：コロナ借換】

ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資
【略称：ウクライナ・円安等】

令和2年度の実質無利子の都制度融資を利用した都内中小企業の当座の返済負担軽減が必要な事業者向け 【コロナ借換】
新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等の影響を受けて緊急的な資金を必要とする事業者向け 【ウクライナ・円安等】

本メニューの特徴 ～このような優遇等があります～

令和4年7月
リニューアル

- 利子補給あり：融資実行後1年間の利子について、1/2を補給(融資の全額が利子補給対象)
- 信用保証料：8千万円まで事業者負担なし・8千万円超は事業者負担1/4(いずれも全事業者)

コロナ借換

- 令和2年度の実質無利子の都制度融資(※)を利用した都内中小企業の当座の返済負担軽減のための借換メニュー
※「感染症全国」は借換対象外です
- 融資期間最長15年、据置期間最長5年まで設定可能
- 借換元の融資の利子補給は引き継がれません。

ウクライナ・円安等

- 「ウクライナ情勢対応緊急融資(経営一般)」を時限撤廃、対象を拡充してリニューアルした緊急支援メニュー
- 経営悪化要因が新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安のいずれかに該当すれば利用可能(※)
※「売上減少要件」があります

融資対象

コロナ借換

- 令和2年度東京都中小企業制度融資「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」等の当座の返済負担軽減のため、借換を希望する中小企業者または組合
- 利用可能な借換対象メニュー
令和元年度及び令和2年度の下記メニュー
(令和3年3月31日までに保証申込受付、同年5月31日までに融資実行されたもの)
 - ・ 感染症対応 ・ 危機対応融資(コロナのみ)
 - ・ 感染症借換 ※感染症全国は借換対象外

ウクライナ・円安等

- 基本要件及び以下の要件を満たす中小企業者又は組合
- ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症又は円安等を発端として、事業活動に影響を受けていること
 - 「最近3か月間(申込月の前々月を含めること。)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること。)の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること

融資条件

コロナ借換

- 融資限度額：借換対象コロナ融資の融資残高に事業計画の実施に必要な資金を加えた額
- 融資期間：15年以内(うち据置5年以内)
- 融資利率：1.5%以内～2.4%以内
(融資実行後1年間、1/2利子補給)
- 信用保証料：8千万円まで：全事業者負担なし
8千万円超：全事業者1/4負担

ウクライナ・円安等

- 融資限度額：1億円
- 融資期間：10年以内(うち据置2年以内)
- 融資利率：1.5%以内～2.2%以内
(融資実行後1年間、1/2利子補給)
- 信用保証料：8千万円まで：全事業者負担なし
8千万円超：全事業者1/4負担

「コロナ借換」の借換対象となっていない融資の借り換えは、こちらのメニューを御利用ください

特別借換

事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む事業者向け

- 融資限度額：既往融資残高+事業計画の実施に必要な資金の額
- 融 資 期 間：10年以内(うち据置6か月以内)
- 信用保証料：小規模事業者のみ1/2負担

※詳しい融資条件・お申し込み方法は裏表紙のホームページをご確認いただくか、相談窓口にご相談ください。

※融資のお申し込みは、各金融機関の窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youushi/>

東京都 制度融資

検索



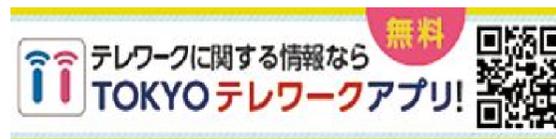
リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

印刷物規格表 第4類

印刷番号 (4) 135

このパンフレット掲載の情報は、令和4年10月25日時点のものです



(出典:東京都HP 産業労働局「東京都中小企業制度融資 令和4年10月25日版」)

- 事業の成長・継続等を支援するため、**民間金融機関が自己資本とみなす**ことができる日本政策金融公庫の**資本性劣後ローン**（最大20年元本据置、上限額10億）を来年度末まで継続。

新型コロナ対策資本性劣後ローンの概要

○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2） （※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象																
融資限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり7.2億円⇒ 10億円 （別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）																
融資期間	20年・10年・5年1ヵ月（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能																
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%又は0.95%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th> <th colspan="2">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1ヶ月・10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業・危機対応</td> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>国民事業</td> <td>0.95%</td> <td>3.30%</td> <td>4.70%</td> </tr> </tbody> </table> ※直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施				当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		5年1ヶ月・10年	20年	中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%	国民事業	0.95%	3.30%	4.70%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合															
		5年1ヶ月・10年	20年														
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%														
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%														
担保・保証人	無担保・無保証人																
資本性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）																
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後																

（出典：中小企業活性化パッケージ（2022年3月））

『短期継続融資』を通じた 運転資金融資の円滑化

無担保・無保証の短期継続融資で運転資金を借りることも可能です。
金融機関に事業の状況をしっかりアピールして、よく相談してみましょう。

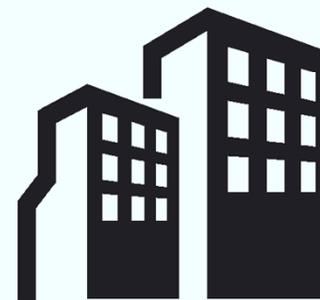


企業

金融機関にしっかり説明

手形貸付の書き換え等の機会を活用

親身になって実態把握



金融機関

(出典:金融庁「円滑な資金共有の促進に向けて」)

「中小・地域金融機関金融機関向けの総合的な監督指針」

III - 4 - 9 - 4 - 3 リスク管理債権額の開示

(2) 開示区分

③ 貸出条件緩和債権

イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

(注) 債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

優先度
NO - 2
(その1)

「事業再生支援」のポイント

事業再生支援スキーム整理図

支援者区分	支援スキームの種類	事業者負担への支援制度		具体的な支援方法の定め・その他の資料
		支援制度名	補助金の支給窓口	
経営革新等認定支援 機関等	中小企業事業再生GL	早期経営改善計画策定支援 事業	中小企業活性化協議会	1 中小企業の事業再生等に関するガイドライン
				2 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A
		経営改善計画策定支援事業		3 収益力改善支援に関する実務指針
				(現在検討中につき、未公表)
中小企業活性化協議 会	協議会スキーム	協議会による公的支援		1 中小企業活性化協議会実施基本要領
				2 別冊1 収益力改善支援実施要領
				3 別冊2 再生支援実施要領(債務免除無し)
				4 別冊3 中小企業再生支援スキーム(債務免除有り)
				5 別冊4 中小企業活性化協議会の支援による経営者保証に 関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順
				6 別冊2に係るQ&A
信用保証協会	経営サポート会議	保証協会による公的支援		経営改善サポート保証を含めた債権者調整支援

中小企業収益力改善支援研究会（第3回）

議事次第

令和4年10月28日(金)

10:00～11:30

Web会議開催

【議事】

1. 開会
2. 事務局説明
3. 討議
4. 閉会

【配付資料】

議事次第

資料1 委員名簿

資料2 収益力改善支援に関する実務指針(案)

資料3 ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(案)

収益力改善支援に関する実務指針(案) (仮称)

1.1. 本実務指針の狙い

昨今、中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化、原材料価格の高騰、世界的なカーボンニュートラルやデジタル化の流れ、頻発する自然災害等、経営環境が激変する中、増大する債務に苦しむ中小企業の存在も指摘されている。

これらの中小企業が、財務内容の悪化や資金繰りの悪化等で経営が困難になり、自助努力だけでは事業の再生が難しい状況（本実務指針では、以下「再生フェーズ」という。）に陥る前段階での収益力改善に向けた取組が必要である。また、再生フェーズに陥った段階においても、本実務指針に沿った取組を進めることで、本源的な収益力を改善・回復・向上させることは重要である。

また、収益力改善の取組後の持続的・安定的な事業継続のみならず、思い切った事業展開等の前向き投資を行う上では、規律ある経営が重要であるため、ガバナンス体制の整備も促進していくことが重要である。

1.2. 本実務指針の運用方針

このため、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする中小企業庁の「経営改善計画策定支援」（以下「405事業」という。）及び「早期経営改善計画策定支援」（以下「ポストコロ事業」という。）においては、本実務指針に沿って、認定経営革新等支援機関が支援を行うことを求めることとしている。

中小企業活性化協議会(2022年4月改組)による支援

認定経営革新等支援機関支援

中小企業活性化協議会支援

収益力
改善

早期経営改善計画策定支援

収益力改善支援

事業再生

経営改善計画策定支援
(405事業)

プレ再生支援

再生支援

廃業
再チャレンジ

再チャレンジ支援

中小事業再生GLスキーム

協議会スキーム

1 中小企業活性化協議会による支援

(1) 収益力改善支援

現状では、資金繰りの目途はある程度見込めるが、借入金の返済負担が重いなど、いずれ資金ショートリスクがある場合に、1年間から3年間の収益力改善計画を策定し、元本返済猶予等の金融支援が必要な場合には、協議会を通じて金融支援を要請する。収益力改善計画策定後も、定期的なモニタリングを実施

(2) プレ再生・再生支援

収益性のある事業はあるものの、過大負債による返済負担が重いなど財務上の問題がある中小企業に対して、元本据え置きなどの金融支援を前提とした事業再生計画を策定し、協議会が金融機関等の債権者との間に立って、再生計画案の合意形成に向けたサポートを実施します。また、再生計画成立後も定期的なモニタリングを実施します。

(3) 再チャレンジ支援

事業の継続が難しいと見込まれる場合には、協議会に所属する弁護士等の専門家による経営者等の再チャレンジに向けた助言を実施し、経営者保証ガイドライン等を活用して、保証債務の整理等の支援を行う。

(出典:中小企業庁)

2 認定経営革新等支援機関による支援

(1) 早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関の支援により、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの経営改善計画を策定し、専門家費用の2/3(以下の上限あり)を国が補助します。

支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	計画策定支援費用	2/3(上限15万)	伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万)	
経営者保証解除枠	計画策定支援費用	2/3(上限15万)	伴走支援(期中)及び金融機関交渉は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万)	
	金融機関交渉費用	2/3(上限10万)	

(出典:中小企業庁)

(2) 経営改善計画策定支援(405事業)

元本据え置き、債務免除などの金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業に対して、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、専門家費用の2/3(以下の上限あり)を国が補助します。令和4年4月から適用開始となる「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下の表中は、「中小版GL」)に基づき、(4)で説明する「私的整理」に取り組む事業者に係る経営改善計画の策定費用等についての国が補助する支援枠が追加されている。

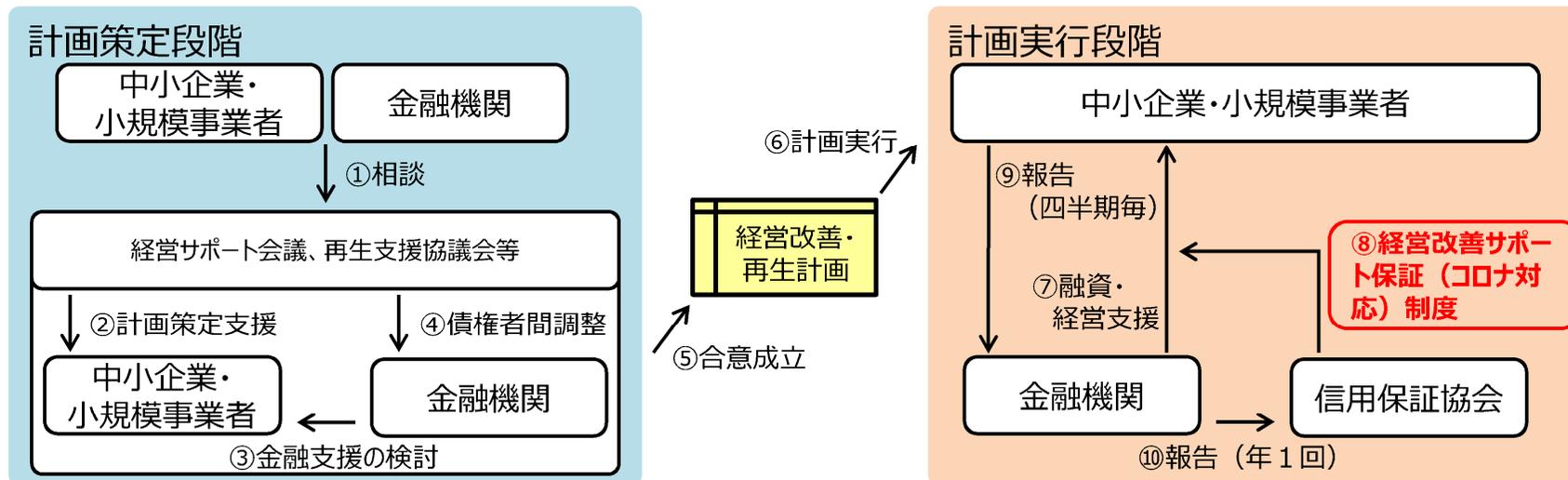
支援枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	DD・計画策定支援費用	2/3(上限200万)	金融機関交渉費用は、経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合に 対象。(任意)
	伴走支援費用(モニタリング費用)	2/3(上限100万)	
	金融機関交渉費用	2/3(上限10万)	
中小版GL枠	DD費用等	2/3(上限300万)	中小版GLに基づいた取り組みが対象。また、その取組の際に必要な第三者支援専門家の手続きに係る費用も補助対象
	計画策定支援費用	2/3(上限300万)	
	伴走支援費用	2/3(上限100万)	

(出典:中小企業庁)

経営改善サポート保証（コロナ対応）制度について

- 経営改善サポート保証制度は、経営サポート会議（※）や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 今後、コロナ禍で債務を抱え、特に経営状況の苦しい企業の利用ニーズが増加することが想定されることを踏まえ、据置期間を最大5年に延長した上で、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を講じる。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
 - 保証割合 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証。
 - 保証料率 **0.2%（従前：0.8%以内、1.0%以内）**
 - 金利 金融機関所定
 - 保証期間 15年以内
 - 据置期間 **5年以内（従前：1年以内）**
- ※ 太字下線部分は、現行制度との変更点。

（出典：中小企業庁）

中小企業の経営状況に応じた「事業再生支援ツール」判断マップ

中小企業の経営状況		支援ツール	連携機関	税理士の支援内容	参照ツール	参考情報
1	取引金融機関からの資金調達が困難になってきている。	経営改善サポート保証	信用保証協会及び中小企業活性化協議会	経営改善計画の策定支援	実抜計画OR 合実計画	2021.10.8金融庁 「コロナ下での実抜計画の取り扱い」
2	資金調達が事実上不可能であり、手元資金が6カ月前後でショートする予想	個別リスク	取引金融機関			
		収益力改善支援(「旧特例リスク」)	中小企業活性化協議会			
3	個別リスクでの対応では限界があり、抜本的な経営改善支援が必要であること。また、法的整理手続きより、事業価値や資産等の毀損が少ない等、中小企業者、対象債権者双方にとって、相当性、合理性がある場合	中小企業事業再生ガイドラインによる私的整理支援	認定経営革新等支援機関及び第三者専門家の関与	債務弁済計画の策定、事業譲渡のスポンサーの検討	中小企業事業再生GL	
		協議会スキームによる支援	中小企業活性化協議会		協議会「再生支援実施要領」又は「中小企業再生支援スキーム」	
4	自力のみでの再生が難しい場合	中小企業事業再生ガイドラインによる私的整理支援(廃業型)、405事業(ガイドライン枠)	認定経営革新等支援機関及び第三者専門家の関与	事業譲渡、会社譲渡の支援	中小企業事業再生GL協議会「保証債務整理」、中小M&Aガイドライン、中小M&A推進計画、経営者保証ガイドライン	2022.3.4金融庁 「廃業時の経営者保証GLの基本的考え方」
		協議会スキームによる支援	中小企業活性化協議会			
		「担い手探しナビ」、政策公庫「事業承継マッチング支援」	弁護士、税理士、日本政策公庫			

金融機関の自己査定区分と事業再生局面での税理士のメイン支援エリア

査定区分		内容	事業計画ウエイト	策定計画
正常先		業績良好で、B/Sも問題ない先	取引強化に有用	事業計画
要注意先	1	赤字決算が続くものの「通常の事業計画」で回復が見込める先	効果あり	(早期) 経営改善計画
	2	条件変更先で延滞が1か月程度であり、今後の「経営改善計画」により判断する先	必要	経営改善計画
	要管理先	業績回復が厳しく将来貸倒リスクの増加が見込まれ、「経営改善計画」注視の先	必須	経営改善計画
破綻懸念先		事業継続中であるが、今後の経営破綻の可能性が高く、事業再生計画注視の先	必須	事業再生計画
実質破綻先		実質的に破綻状況に陥っている先		
破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先		

法令による開示債権の区分の違い

自己査定	金融再生法開示債権	リスク管理債権
引当・償却に係る査定	金融再生法による開示	銀行法等による開示
正常債権	開示対象外	
要注意先	要管理債権	貸出条件緩和債権 
		3か月以上延滞債権
破綻懸念先	危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、経営状態が悪化しており、約定通りの元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権	延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とした利息の支払いを猶予したものの以外のも
実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権	破綻先債権 未収利息不計上貸出金であって、更正手続き開始等の事由が生じているもの
破綻先		

「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について

令和3年9月10日に各協会等に宛てて発出した要請文（[事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について](#)）において、「貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差し支えない。」旨を明確化したところです。

金融機関において、この要請文の内容も踏まえ、引き続き、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底して頂く観点から、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方をQ&A形式で整理しましたので、（別紙）のとおり公表します。

（別紙）  [新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて](#)

新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて

2021年9月10日に各協会等に宛てて発出された要請文（事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について）において、「貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差し支えない。」とされているが、

- ① 今回このような内容を盛り込んだ趣旨は何か。
- ② 「計画期間を延長」とは、どの程度の延長まで許容されるのか。
- ③ 「計画を策定するまでの期限を猶予」とは、どの程度の猶予まで許容されるのか。また、これは中小企業以外の大・中堅企業も対象となるものか。
- ④ 「計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成」とは、具体的にどのようなものを指すのか。

【①「要請の趣旨」について】

- 新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の拡大以前より、監督指針においては、金融機関が返済猶予等の貸出条件の変更を行ったとしても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（以下、「実抜計画」という。）を策定した場合（又は中小企業であって且つ最長1年以内に策定する見込みがある場合）には、当該貸出金を貸出条件緩和債権には該当しないものとして取り扱うことができるとしています。
- また、この実抜計画については、同じく監督指針において、
 - ・ 概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間を排除しない）後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる状態となること、
 - ・ 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること
 等の一定の要件が示されています。
- 今般発出した要請文は、コロナの影響を直接・間接に受けている事業者の資金繰り支援に万全を期する観点から、これらの要件等について、

- ・ コロナによる影響の全容が見通し難いことや、
- ・ 累次にわたる金融担当大臣談話や要請文の中で、債権の区分に関する金融機関の判断を尊重するとしていること※

等を踏まえ、「柔軟な取扱いも差し支えない」旨を明確化するものです。

※ 金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、コロナの影響を受けている事業者への資金繰り支援の観点から、大臣談話等で累次にわたって要請しているとおおり、政府は、金融機関の判断を尊重しており、これには貸出条件緩和債権の判定も含まれます。

- また、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会からも、監査人に対して、コロナに関連して発出された文書※を踏まえ、経営者等と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めています。

※ 例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（2020年4月10日公表、2021年2月10日更新）において、会計上の見積りについて、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、会計上の「誤謬」にあたらないとされていること。
- ・ 日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その4）」（2020年4月22日公表）において、監査人は、金融機関の資産査定基準及び銀行法施行規則等におけるリスク管理債権（特に、貸出条件緩和債権）の判定基準について、大臣談話等を理解した上で、適切に運用されていることを確かめることが必要となることに留意するとされていること。
- ・ 日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7）」（2021年3月2日公表）において、監査人は、経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容することは適切ではないが、他方で監査人が過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないとされていること。

【②「計画期間の延長等」について】

- 実抜計画の期間については、もとより監督指針において「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」として柔軟な取扱いを可能としているところですが、コロナの影響により、実抜計画通りに進捗を図ることが難しい場合等には、コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、

- ・ 実抜計画の期間を延長することや、
- ・ （3年や5年よりも）長期の期間設定とすること、
- ・ 必要に応じて期間を延長するとの留保を付した期間設定とすること、
- ・ コロナの影響による足許の経営環境の著しい変化を踏まえ、実抜計画の再策定

を行うこと
等が考えられます。

【③「計画を策定するまでの期限を猶予」について】

- コロナの影響の全容が見通し難い状況の中で、実抜計画の策定を進めることが難しい場合には、計画策定までの期限については、コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、「最長 1 年以内」に限らず猶予すること等が考えられます。
- また、コロナの影響の全容が見通し難い点については、事業規模の大小に関わらず状況は同じであることや、厳しい経営状況の下では、実抜計画の策定に割くことのできる十分なリソースを確保することが難しいこと等を踏まえ、コロナ以後に条件変更等を行った債務者については、事業規模の大小にかかわらずこのような柔軟な取扱いをすることは差し支えないものと考えます。

【④「計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成」について】

- 実抜計画における売上高等の想定は、当然のことながら、当該事業者の事業価値や事業環境に照らして十分現実的なものである必要があります。
- しかし、コロナの影響の全容が見通し難い状況の中で、そうした現実的な想定をすることが難しい場合には、コロナの影響収束後には経営状況が回復する蓋然性が高いこと等を勘案してコロナ以前の実績や一定の仮定の下で簡易に推計した想定※を用いることで、コロナの影響収束後の見通しが立つまでの間、実抜計画として取り扱うこと等が考えられます。

※ 推計した想定は、事業者の置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、妥当なものとして取り扱って差し支えありません。

【(参考) 一部の金融機関における「柔軟な取扱い」の事例】

以下の通り、一部の金融機関における「柔軟な取扱い」のうち、他の金融機関の参考になると考えられる事例を取りまとめましたので、こちらも参照下さい。

【計画期間・計画策定期限の取扱い】

- 「策定期間」や「計画期間」に一定の猶予期間を設けると共に、「計画策定見込先」

の認定業務フローを簡素化している。

- コロナの影響を踏まえた実抜計画の再策定を行っている。見直した計画は、その時点から計画期間が再スタートするため、実質的に計画期間の延長にもなっている。
- コロナの影響により、当初の策定期限（条件変更日から1年後）までの実抜計画策定は困難であるが、コロナの影響収束後は可能であると判断できる場合、策定期限を更に1年延長している。

【計画における売上高等の予測について】

- コロナの影響下における実抜計画策定において、必要に応じてコロナ以前の実績を考慮しつつ、足許の状況や今後の見通しを踏まえる運用としている。

【その他】

- 東日本大震災時の監督指針の特例に倣って、大企業又は中堅企業であっても、コロナの影響収束後に実抜計画を策定することが可能と判断できる場合、「実抜計画の策定見込みあり」として、貸出条件緩和債権と判定しない。

(以 上)

計画区分	実現可能性の高い抜本的な経営再建計画	合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画
略称	実抜計画	合実計画
根拠規定	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(4 - 9 - 4 - 3)	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(4 - 9 - 4 - 4)
1 関係者同意要件	計画の達成に必要な関係者の同意が必要	全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りる。
2 金融支援要件	計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、追加的支援が必要と見込まれないこと	金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄等の支援を伴わないこと。ただし、既に債権放棄等を行っているが、今後は行わない場合や、今後債権放棄等を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後損失の発生が見込まれない場合を含む。
3 経営改善期間	概ね3年以内(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない)	概ね5年以内。ただし、計画期間が5年を超えて概ね10年以内となっている場合で、計画策定後、計画の進捗状況が概ね計画とおり(売上高及び当期利益が計画比概ね8割以上確保されていること)であり、今後も概ね計画とおりに推移すると認められる場合を含む。

計画区分	実現可能性の高い抜本的な経営再建計画	合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画
4 計画終了時経営要件	計画終了時の業況が良好であり、かつ、財務内容も特段問題ない状態	計画終了時の業況が良好であり、かつ、財務内容も特段問題ない状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態など、今後の管理に注意を要する状態を含む。）
5 計画数値要件	売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること	売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること
6 他の計画との連携	上記1と2の要件を見込んでいる場合には、次の機関が策定した事業計画も実抜計画と判断できる。中小企業活性化協議会、(株)整理回収機構、産業復興相談センター、事業再生ADR、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構	
7 中小企業特例	中小企業の場合は、合実計画をもって実抜計画とみなして差し支えない	

「合実計画」の作成のポイント

○ 合実計画の内容

1	債務者の概況
2	経営の問題点(窮境原因の把握)
3	計数計画の概要
4	アクションプラン
5	モニタリング及び伴走支援計画
6	計数計画の詳細(P/L、B/S、C/F)

○ 台実計画(数値計画の概要)

項目		実績	計画年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
当期利益							3年以内の黒字化	
減価償却費								
その他CF修正項目								
簡易営業CF	= (+ + -)							
FCF(+ - 投資CF)								
借入金残高								
資本性借入金								
手元現預金残高							債務超過解消時のCF 倍率が10倍以内	
運転資金相当額(注1)								
差引純借入金残高	(- - -)							
CF倍率(債務償還年数)	= ÷					5年以内の債務超過解消 (中小企業10年以内)		
簿価純資産								
実質純資産								
中小企業特性反映後実質純資産								

(注1) 運転資金相当額 = 回収可能売上債権 + 棚卸資産 - 支払予定買掛金等

中小企業活性化パッケージ (関連施策集)

2022年3月

経済産業省・金融庁・財務省

⑥「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用

- 増大する債務に苦しむ中小企業の円滑な事業再生等を一層支援するため、関係者間の共通認識を醸成し、一体となって取組を進めるべく、「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」を策定（4月15日適用開始）。
- ガイドラインでは、①**関係者の事業再生等に関する基本的な考え方**、②**中小企業版私的整理手続**を整理。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続のポイント

ポイント①：中小企業の実態を踏まえたプロセスや事業再生計画の基準を明確化

	本ガイドライン手続	【参考】私的整理ガイドライン（2001年）
元本等返済の一時停止のタイミング	事業再生計画案の 策定前 (債権放棄案件であっても再生の基本方針で可)	再建計画案提示と同時
実質債務超過解消までの年数	5年 以内を目処 (* 小規模事業者の債務猶予案件は更に緩和)	3年以内を目処
経営者責任の扱い	感染症等の影響に配慮しつつ、 経営者責任を明確化	退任が原則

ポイント②：独立・公平な立場の第三者支援専門家（弁護士、会計士等）による支援

- 独立・公平な立場の**第三者支援専門家**（再生実務経験がある弁護士、会計士等で適格認定を得たもの）が、事業再生計画案の調査報告書の策定等を行い、**円滑な事業再生等までのプロセスを支援**
 - 中小企業再生支援全国本部及び事業再生実務家協会において、**第三者支援専門家候補をリスト化**。
- 別途、第三者支援専門家や債務者を支援する外部専門家に係る費用を補助（次ページ参照）

(2022.3.1公表「中小企業活性化パッケージ」)

⑥「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用

- 中小企業再生支援協議会（4月1日に「中小企業活性化協議会」に改組）による事業再生等の支援とともに、民間による事業再生等の支援を促進するため、「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」に基づく**私的整理を支援する制度を創設**（4月15日から開始予定）。

「経営改善計画策定支援事業」の新ガイドライン枠（概要）

1. 主な補助対象要件

- ① 「中小企業に関する事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続きに基づき私的整理を行うこと
- ② 認定経営革新等支援機関による計画策定支援等を受けていること

2. 補助率・補助上限

- ① 補助率：2/3
- ② 補助上限：1 案件につき、上限計700万円

（DD費用等：上限300万円／計画策定支援費用：上限300万円／伴走支援費用：上限100万円）

3. その他

- 経営革新等支援機関の認定を受けた外部専門家、第三者支援専門家（補佐人含む）の費用が対象。
- 複数の認定経営革新等支援機関が関与する場合も上限は計700万円。

（2022.3.1公表「中小企業活性化パッケージ」）

中小企業の事業再生等のための私的整理手続活用促進

- 中小企業の事業再生等のための私的整理手続（以下、本ガイドライン）が策定されることも踏まえ、活用促進を図るため、本ガイドラインに基づいた取組については、最大700万円を補助。

中小企業の事業再生等のための私的整理手続のポイント

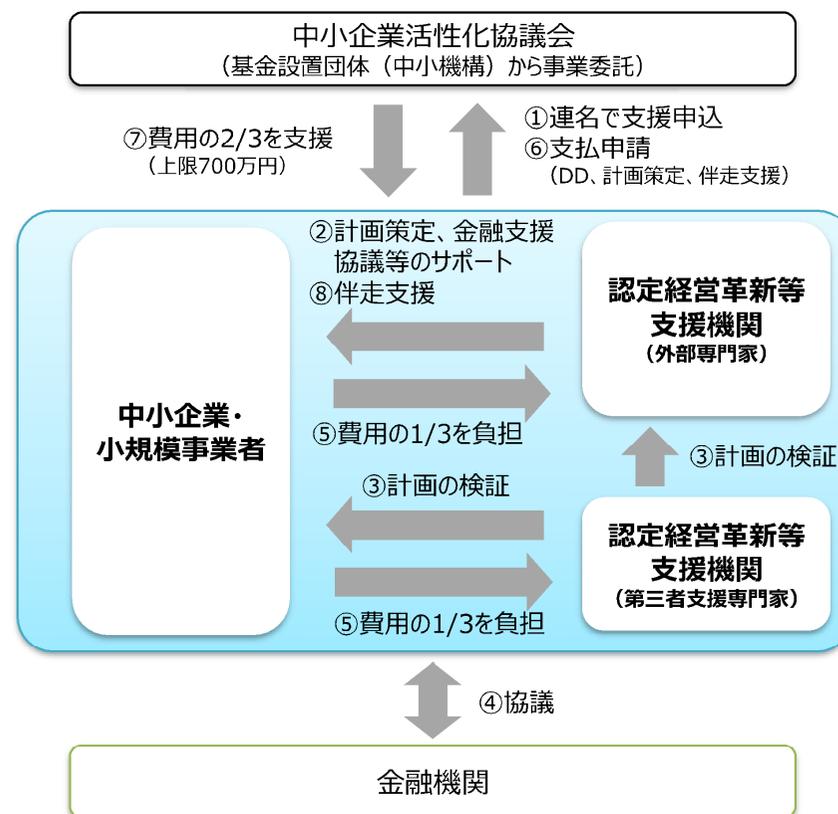
ポイント①：中小企業者の実態を踏まえたプロセスや事業再生計画の基準を明確化

	本ガイドライン手続き	【参考】私的整理に関するガイドライン（2001年策定）
元本等返済の一時停止のタイミング	事業再生計画案の 策定前 (債権放棄案件であっても再生の基本方針で可)	再建計画案提示と同時
実質債務超過解消までの年数	5年以内 を目処 ※小規模事業者の債務猶予案件は更に緩和	3年以内を目処
経営者責任	感染症等の影響に配慮しつつ、 経営者責任を明確化	退任が原則

ポイント②：独立・公平な立場の第三者支援専門家（弁護士、会計士等）による支援

- ・ 独立・公平な立場の第三者支援専門家（再生実務経験がある弁護士、会計士等で適格認定を得たもの）が、本ガイドラインに基づく計画の策定等を行い、円滑な事業再生等までのプロセスを支援
- ・ 中小企業再生支援全国本部及び事業再生実務家協会において、第三者支援専門家候補をリスト化。

事業スキーム



(出典：中小企業庁「経営改善計画策定支援事業の見直しについて」2022年3月22日)

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」
のポイント

1. 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

2. 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

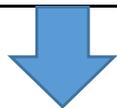
「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

(出典: 中小企業庁HP)

	区分	具体的な内容
中小企業事業再生ガイドライン 「第二部 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」の要旨	平時の中小企業者への支援内容	収益力の向上と債務基盤の強化
		適時適切な情報開示等により経営の透明性の確保
		法人と経営者の資産等の分別管理
		経営悪化兆候の早期確認及び対応体制の整備
	有事の中小企業者への支援内容	経営状況と財務状況の適時適切な開示
		本源的な収益力の回復に向けた取り組み
		事業再生計画の策定
		経営悪化度合いに応じた適切な対応
		A 返済猶予等の条件緩和
		窮境原因の把握と事業再生計画の策定・実行
		B 債務免除等の抜本的な金融支援
		経営者責任と株主責任の明確化
		C A及びBでも事業再生が困難な場合
		スポンサー支援や経営の共同化
D A、B、Cでもなお事業再生が困難な場合		
スポンサーへの事業譲渡等を含めた廃業を検討		

中小企業事業再生ガイドライン	再建型私的整理手続き
	廃業型私的整理手続き



準則型私的整理手続き	ガイドラインの制定
	中小企業者及び債権者との間に利害関係を有しない「第三者支援専門家」の関与を必須とする

	私的整理	法的整理
性格	私的再生手続きと私的清算手続き	法的再生手続きと法的清算手続き
申立者	債務者	債務者または債権者
対象債権者	金融債権者のみ	仕入先等の一般債権者含めた全て
対外的影響	当事者のみで交渉(非公表)	公表
再生計画	全員の同意が必要	多数決
裁判所の関与	無し	有り

事業再生計画(再生型)のポイント

対象者	計画区分	内容
中小企業者	数値要件	実質的に債務超過である場合には、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目途に実質的な債務超過解消(企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
		経常利益が赤字である場合には、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目途に黒字に転換(企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
		事業再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下(企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない)
	責任要件	金融支援を要請する場合には、経営責任を明確化。債務減免等を要請する場合には、株主責任を明確化するとともに、経営者保証がある場合には、保証人の資産等の開示と保証債務の整理方針の開示
	権利調整要件	債権者間平等を旨とし、負担割合も衡平性の観点から個別に検討
	経済合理性要件	債務減免等を要請する場合には、破産手続で保障される清算価値よりも多く回収が見込めるなどの経済合理性があること
地域経済要件	地域経済の発展、地方創生への貢献、連鎖倒産回避等、地域経済への影響を考慮	
小規模企業者	数値要件	債務減免等の要請を含まない場合には、上記中小企業者の数値要件は、下記の数値要件とすることができる。
		計画期間終了後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない状態等となる計画であること
		事業再生計画成立後2事業年度(事業再生計画成立年度を含まない。)から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスとなること <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">【計画年度】 【1年度】 【2年度】と【3年度】と【4年度】</div>

中小企業活性化協議会スキームの 数値目標

再生支援では、原則として以下の基準を満たした再生計画の作成を支援します。

中小企業

1. 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する。
2. 経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に黒字に転換する。
3. 再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる。

小規模な事業者

1. 再生計画成立後2事業年度目（再生計画成立年度を含まない。）から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること。
2. 相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであること。

この基準を満たさない計画であったとしても、将来上記要件を満たす本格的な再生計画の策定を予定した計画（プレ再生計画）も作成を支援しています。

（出典：中小企業庁HP）

貸出条件の変更を行ったクライアントへの新規融資支援について

「中小・地域金融機関金融機関向けの総合的な監督指針」

II-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点

②新規の信用供与

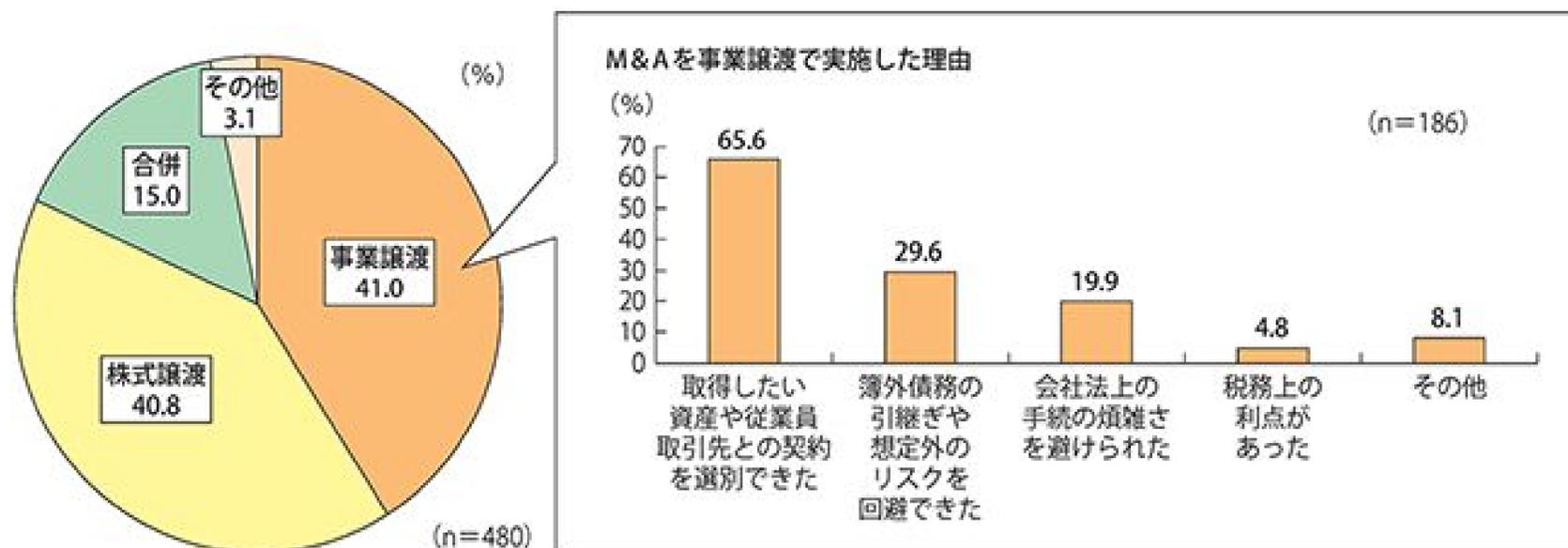
積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。

優先度
NO - 2
(その2)

「事業譲渡、M&A支援」の ポイント

M&A手法の比較

第2-6-14図 M & Aの実施形態



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)

(注) 1. 複数回実施している者については、直近のM&Aについて回答している。

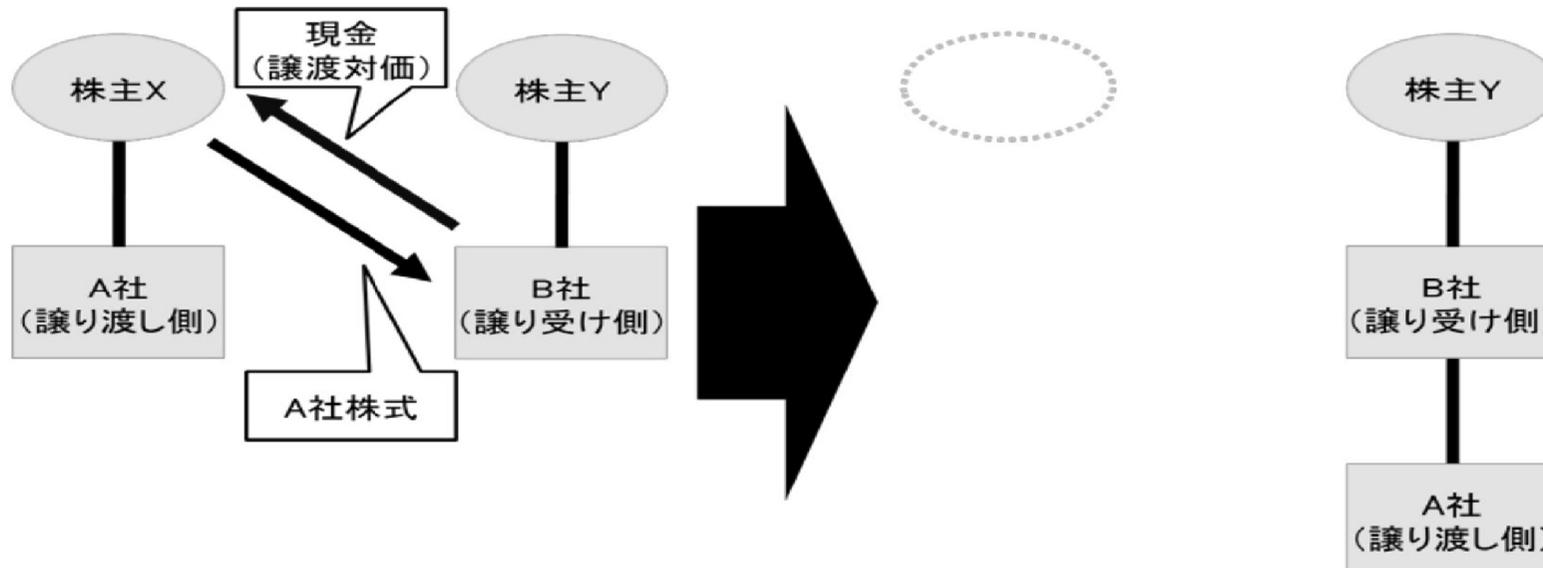
2. 「M&Aを事業譲渡で実施した理由」については、複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

(1) 株式譲渡

株式譲渡とは、譲り渡し側の株主(下図の X 株主)が、保有している発行済株式を譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法であり、譲り渡し側(下図の A 社)を譲り受け側の子会社とするイメージである。

譲り渡し側の株主が変わるだけで、会社組織はそのまま引き継ぐ形となり、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、許認可等は原則存続する。また、手続も他の手法に比べて相対的に簡便であると言える。

ただし、未払残業代等、貸借対照表上の数字には表れない簿外債務や、紛争に関する損害賠償債務等、現時点では未発生だが将来的に発生し得る偶発債務もそのまま引き継ぐことになる。また、賃貸借契約等についてのチェンジ・オブ・コントロール条項(「用語集」参照)の定めがある場合には、当該契約等の継続のために事前に賃貸人等との協議や交渉が必要になることがあるため、注意が必要である。



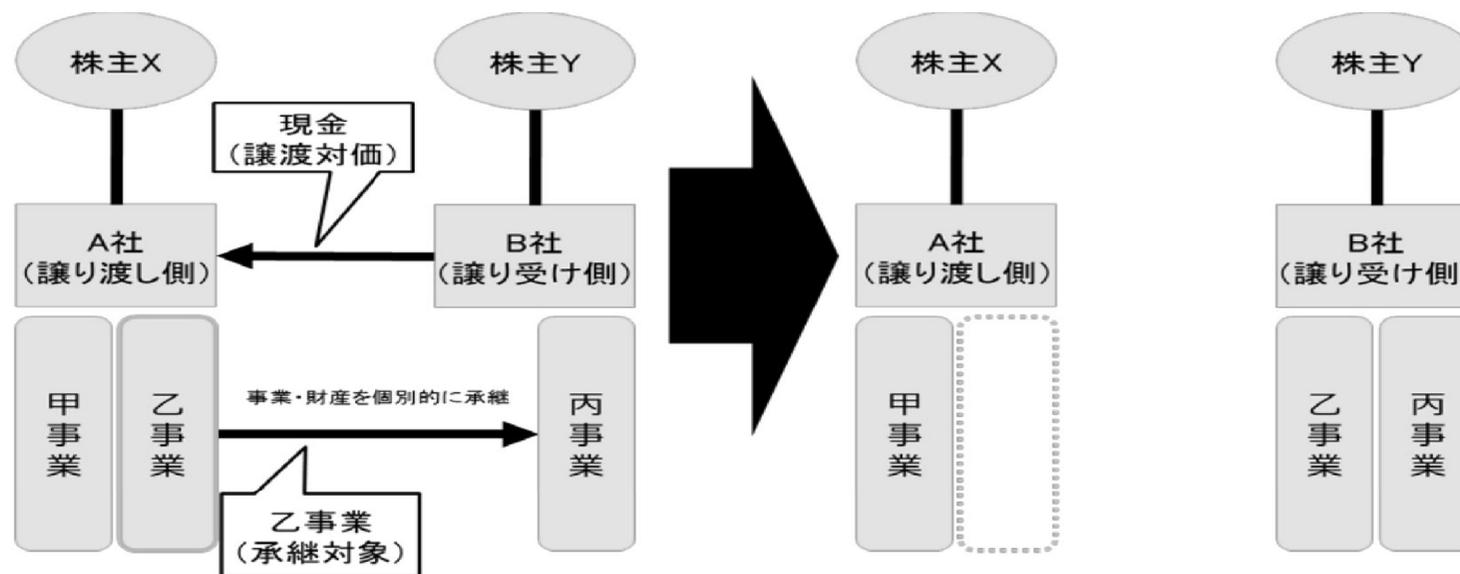
※B 社が A 社の単独株主 X から A 社の全株式(100%)を譲り受けた場合を想定

(2) 事業譲渡

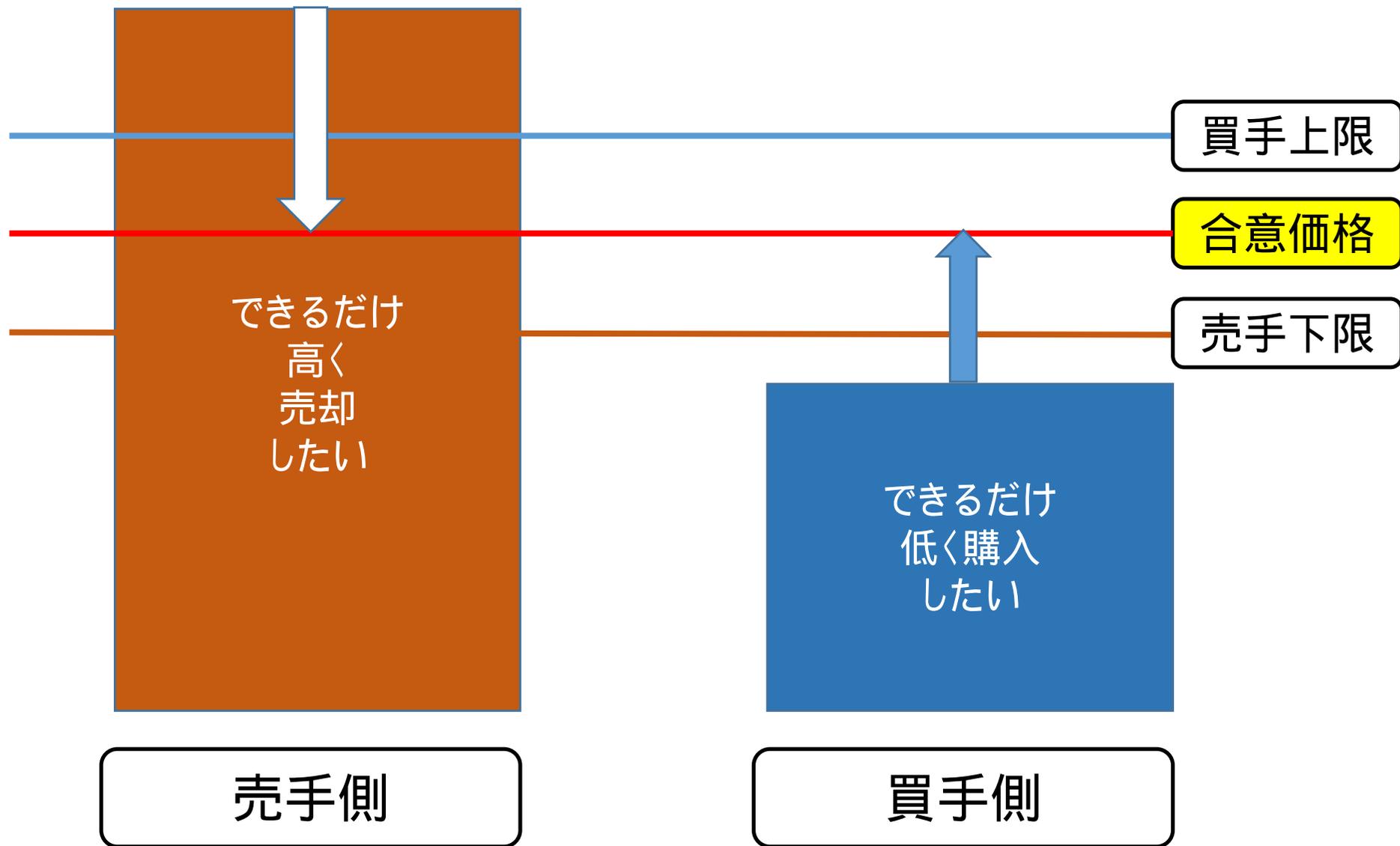
事業譲渡とは、譲り渡し側(下図の A 社)が有する事業の全部又は一部(土地、建物、機械設備等の資産や負債に加え、ノウハウや知的財産権等も含む。)を、譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法である。

資産、負債、契約及び許認可等を個別に移転させるため、債権債務、雇用関係を含む契約関係を、一つ一つ、債権者や従業員の同意を取り付けて切り替えていかなければならず、譲渡する資産の中に不動産を含むような場合には登記手続も必要となる。また、許認可等は譲り受け側に承継されないことが多く、その場合には譲り受け側で許認可等を新規に取得する必要がある。事業譲渡の手法を選択した場合には株式譲渡に比べて手続が煩雑になることが一般的であるが、個別の事業・財産ごとに譲渡が可能なことから、事業の一部を手元に残すことも可能となる。

譲り受け側にとっては、特定の事業・財産のみを譲り受けることができるため、簿外債務・偶発債務のリスクを遮断しやすいというメリットがある。



※B 社が A 社の一部事業(乙事業)を譲り受けた場合を想定



事業譲渡を検討する場合の注意点



金融機関債務がある場合には、民法424条の「詐害行為取消請求」による
トラブル防止の対応が最も重要です。

【民法424条】

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所
へ請求することができる。

【ケーススタディー1】

クライアントのA社の社長より、取引先より高齡となったため、事業の譲渡の打診を受けた。

- 1 現在営む事業は、長年営んでいるビル管理点検事業(従業員3名、当該事業に対する借入金は無し)と、不動産賃貸業(借入金有り)
- 2 よって、株式譲渡ではなく、ビル管理点検事業だけを事業譲渡したい。
- 3 従業員の雇用を定年まで守ってほしい。(約8年くらい)
- 4 ビル管理点検事業は、固定の得意先があり、安定的な収益があるが、従業員の雇用引き受け債務との見合いで、社員をそのまま引き継いでくれば、特に事業譲渡の対価がいない。
- 5 ビル点検に必要な資産は、50万円くらいで、大きな負債は特に無し。





【対応と顛末】

- 1 買い手側としては、できるだけ安く事業を取得する方が経済合理性があり、また、労働基準法上の雇用義務負担もあることから、将来利益による評価額から、雇用継続リスク分をディスカウントして、無対価で提示。
- 2 A社の社長より、「取引金融機関から、利益が出る事業に対して無対価での事業譲渡は、債権者を害する行為に抵触する。適正な価格でなければ、金融機関として同意できない。」と言われてしまったと。
- 3 金融機関からは、年倍法等での提示を求められているとのこと。
- 4 将来利益について、年倍法の相場(3年程度)で計算すると、雇用の残存期間は5年程度しかなく、引き受け事業の将来性も不透明なため、一旦、交渉は白紙となった。

年倍法

＜参考＞時価純資産法(又は簿価純資産法)に数年分の利益を加算する場合

時価純資産法(又は簿価純資産法)により算定した純資産に、数年分の任意の利益を加算した金額を譲渡額とする場合もある。

なお、加算対象とする利益の種類(税引後利益又は経常利益等)及び年数(通常1年～3年)は事例ごとに異なり、交渉によって決まるケースが多い。

(出典:中小M&Aガイドライン参考資料)

時価純資産

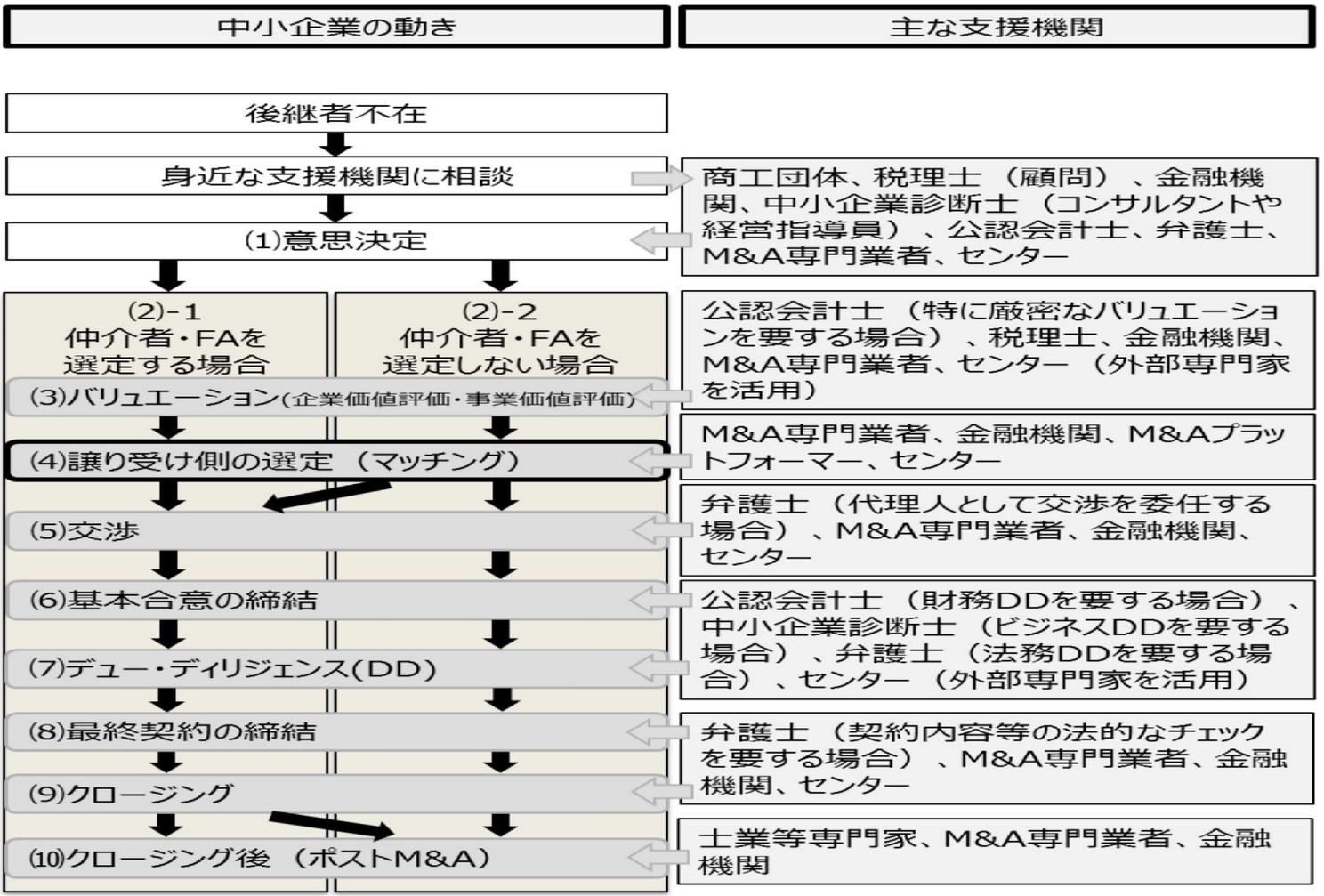


事業利益



○年

中小M&Aフロー図



主に、顧問である士業等専門家、取引金融機関、仲介契約・FA契約締結後のM&A専門業者、センターは、上記フロー図にかかわらず、上記工程全般における一次的な相談に対応が可能

※事業引継ぎ支援センターは「センター」と記載している。

(出典：中小M&Aガイドライン)

売買検討

過去価値

将来価値

事業価値

直近B/S

将来税引後利益

時価純資産
(換価価値)

役員報酬、役員保険など、旧
経営陣に係るコストを除外した
ところでの事業利益

将来価値の算定は、基本的には「収益還元方式」

実務で多い事案は、不動産賃貸投資

利益1,000万円で期待投資利回り5% = 2億円
(1,000万円 ÷ 0.05。保有継続による元本回収期間は20年)

ただし、収益還元方式は、投資資産が再度売れて、元本回収ができることが大前提。ここがポイント！

中小企業のM&Aでは、取得した会社の株式を再度売却して、元本を回収することを考えていない。よって、収益還元モデルがロジックとしてしっくりこない場面が多い。

再売却を前提としていないのであれば、元本回収期間を短くして評価する考え方が必要。「非」上場株式の配当還元方式は、利回り10%。元本回収期間は10年

【ケーススタディー2】

クライアントのA社の社長より、自分の会社がいくらで売却できるかについて教えてほしいとの相談を受けた。

直前のB/Sの時価純資産 1,000万円

現状の損益状態は赤字であるが、自分が引退して、役員報酬等をゼロとして計算すると、毎年税引き後で500万円は利益が確実に出る。

取引先は、自分が引退しても、少なくとも5年は取引を維持してくれると言っている。



社長の想い: $1,000\text{万円} + 500\text{万円} \times 5\text{年} = 3,500\text{万円}$ は誰がやっても稼げるはず。5年後も取引は継続できるはず....。

A

買手の想い: 再売却は考えてない。そうすると、5年で投資した資金が回収できて、6年目からやっと手元資金が増えるのか...

B

これが上場企業だったら: 利回りは14.2%か。(500万円 ÷ 3,500万円) 悪くないな。5年後に最低でも購入価格で売却できれば問題ないし。

中小零細企業のM&Aの場面ではどうしているか？

A

買手の想い:再売却は考えてない。そうすると、5年で投資した資金が回収できて、6年目からやっと手元資金が増えるのか...



将来の利益見通しが不透明な場合や、再売却がもともと出来ない「事業譲渡」の場合等では、「時価純資産 + 確実に見通せる将来利益 × 〇年」という「年倍法」を元に価格交渉。

B

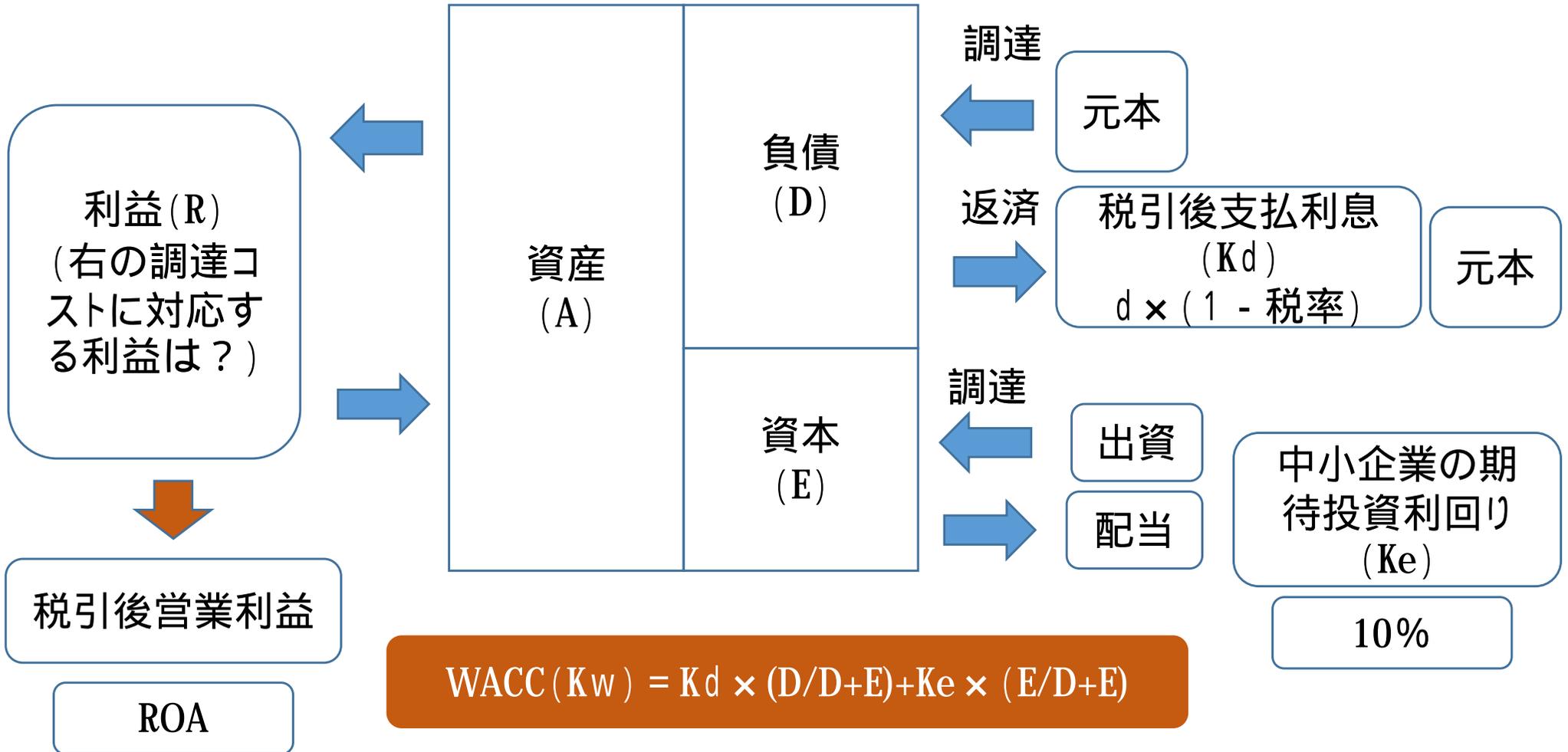
これが上場企業だったら:利回りは14.2%か。(500万円 ÷ 3,500万円)悪くないな。5年後に最低でも購入価格で売却できれば問題ないし。

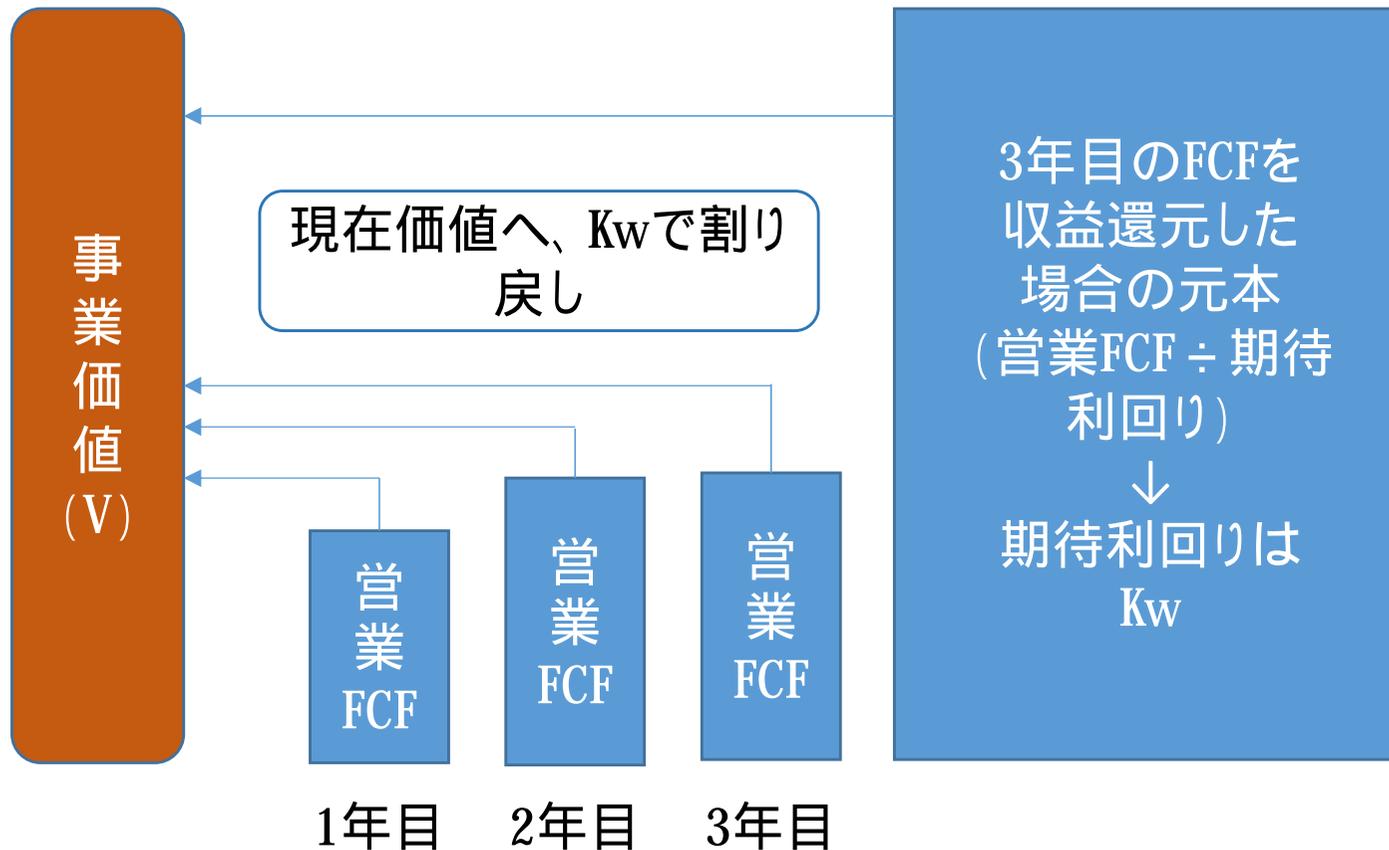


中小企業のM&Aにおいても、上場企業株式と同様の流動性があることを前提に、DCF法等を用いて、収益還元アプローチによる価格算定を行ったうえで、売却できないリスクによる「非流動性ディスカウント」により価格を減額査定し、年倍法の倍率とも比較しながら価格交渉。

DCF法の基礎を理解しておく

WACC(加重平均資本コスト)





営業FCF(フリーキャッシュフロー) = 営業利益 × (1 - 税率) + 減価償却費 - 投資支出 + - 運転資金増減(売掛金等増減 - 買掛金等増減)

$$\text{事業価値 (V)} = \text{FCF}(1) / (1 + Kw) + \text{FCF}(2) / (1 + Kw)^2 + \text{FCF}(3) / (1 + Kw)^3 + \text{収益還元元本 (注)} / (1 + Kw)^3$$

(注) 収益還元元本 = $\text{FCF}(3) \div Kw$

この算式のロジック→少なくとも、将来計画で信頼できる期間(上記では3年)の最終年度のFCFが永続的に継続するとした場合のその収益から割り戻した元本

【ケーススタディー2】

クライアントのA社の社長より、自分の会社がいくらで売却できるかについて教えてほしいとの相談を受けた。

直前のB/Sの時価純資産 1,000万円

現状の損益状態は赤字であるが、自分が引退して、役員報酬等をゼロとして計算すると、毎年税引き後で500万円は利益が確実に出る。

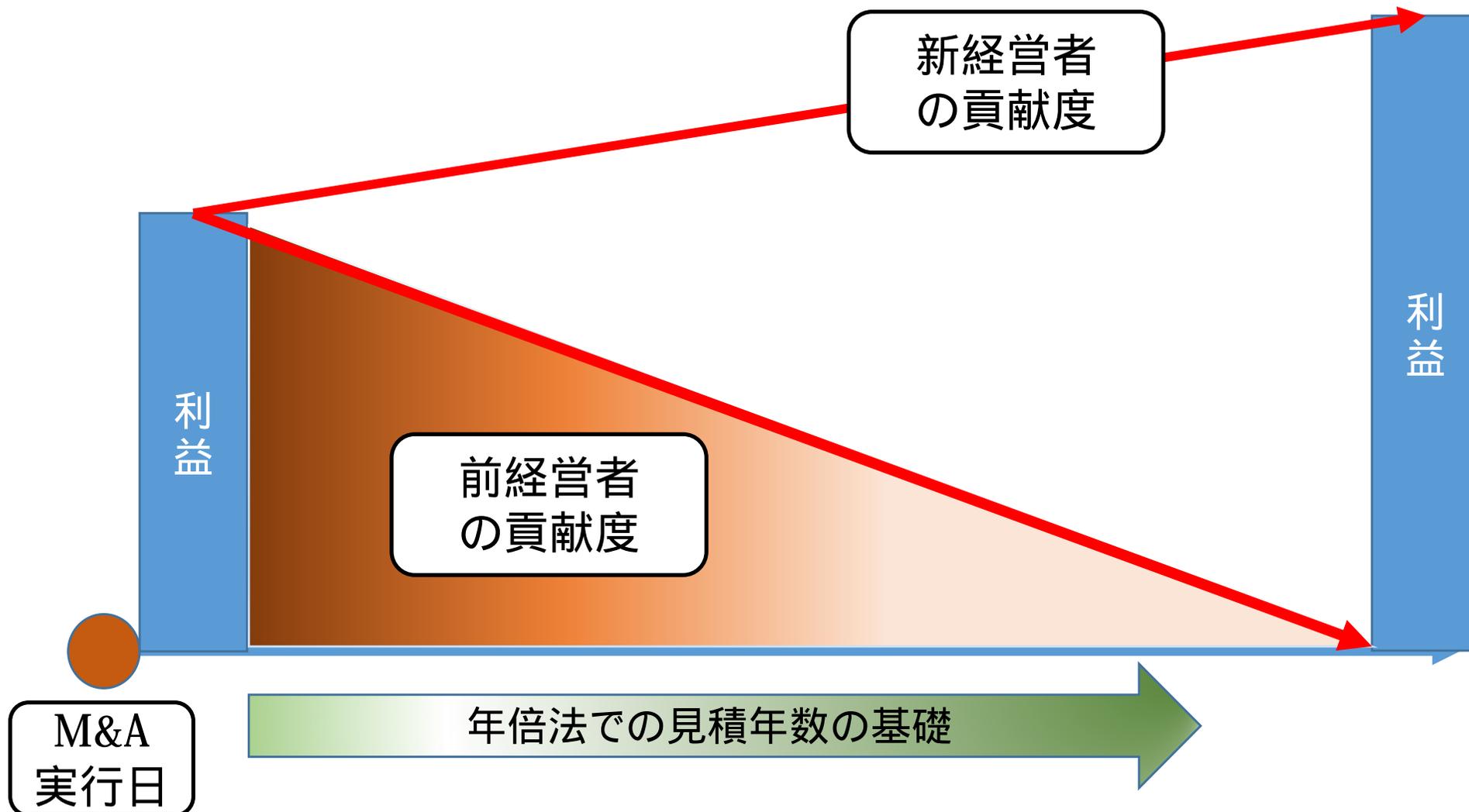
取引先は、自分が引退しても、少なくとも5年は取引を維持してくれると言っている。

負債と資本との比率は、7:3。負債コスト1%、資本コスト10%



$$\begin{aligned} K_w &= 1\% (K_d) \times 7 / (7 + 3) + 10\% (K_e) \times 3 \times (7 + 3) = 3.7\% \\ &500 \text{万円} / (1.037) + 500 \text{万円} / (1.037)^2 + 500 \text{万円} / (1.037)^3 + 500 \text{万円} / (1.037)^4 + 500 \text{万円} / (1.037)^5 + (500 \text{万円} / 0.37\%) / (1.037)^5 \\ &= \underline{135,135 \text{千円}} \rightarrow \text{DCF法による事業価値} \end{aligned}$$

$$\text{年倍法換算: } (135,135 \text{千円} - 1,000 \text{万円}) \div 500 \text{万円} = \text{約} 25 \text{年}$$



中小企業の場合には、経営者の営業力や人的つながり、技術力等が企業価値の源泉であり、大企業のように企業そのものが自立的に収益維持できるモデルとは異なるため、収益還元による永続価値は認めにくい。よって、上記のような一定期間の前経営者の貢献期間分の将来利益を織り込んだ「年倍法」も経営者には理解されやすい。

DCF法等
による
将来
売れる
前提の
継続価値

非流動性
ディスカウント

事業価値
(V)

【ケーススタディー2】でのディスカウント割合の試算

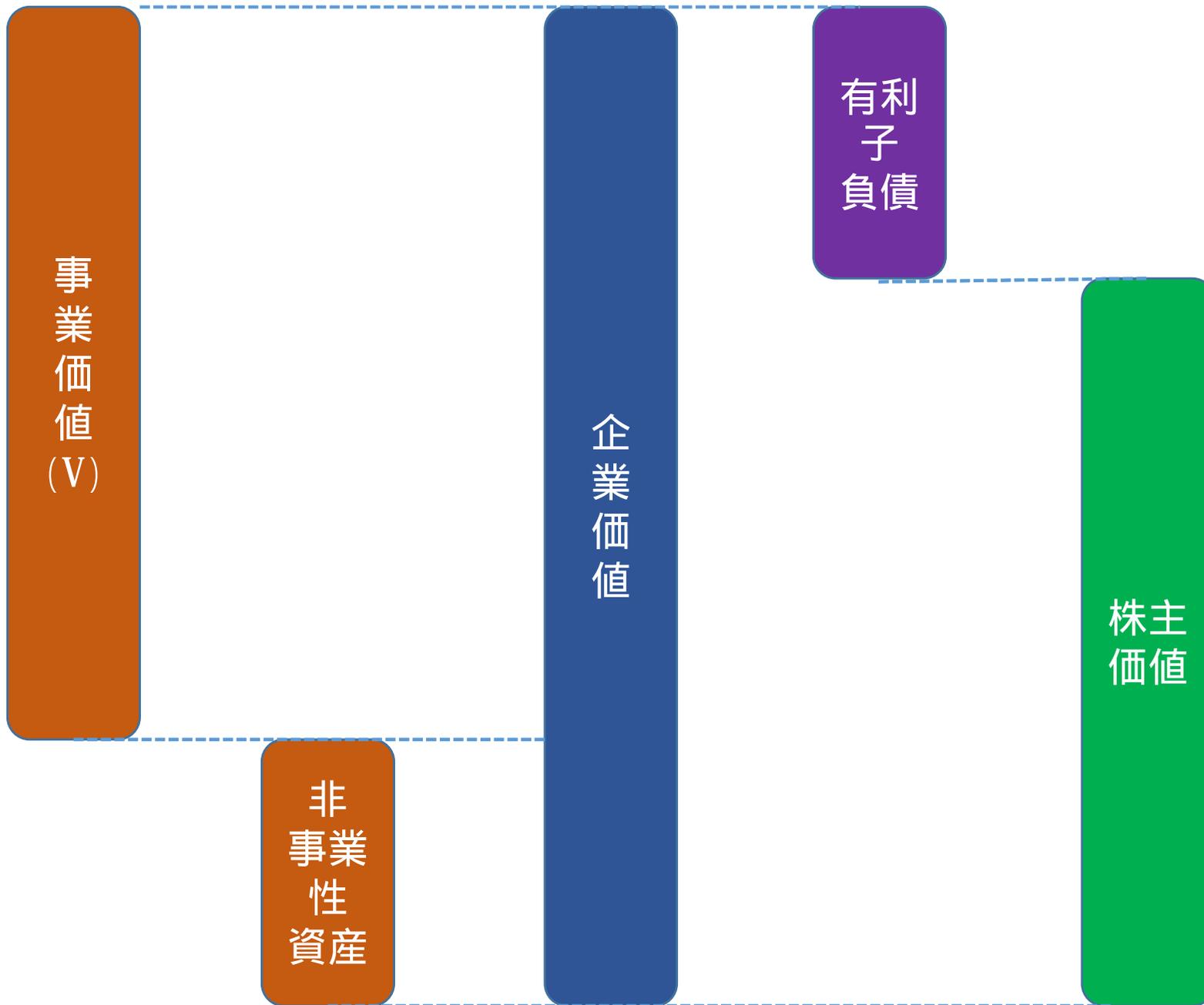
DCF法による事業価値
135,135千円

年倍法
 $10,000\text{千円} + 5,000\text{千円} \times 5 =$
35,000千円

非流動性ディスカウント割合
 $1 - (35,000/135,135) = \underline{75\%}$

年倍法

評価アプローチ	具体的な評価方法	適用場面
インカム・アプローチ	フリーキャッシュフロー法(DCF法)	大企業のように自律的な経営が確立しており、永続価値を認めることができる場合。ただし、M&Aの評価モデルとして確立しているため、非上場企業の場合、非流動性ディスカウント(例:40%~60%)を行って、年倍法や時価純資産法等と折衷して価格交渉を行うことが多い。
	調整現在価値法	
	残余利益法	
	利益還元法(収益還元法)	
	年倍法	中小企業のように永続価値を認めることが困難な場合や事業譲渡の場合
	配当還元法	少数株主に対する評価
マーケットアプローチ	市場株価法	上場企業でのM&Aの場合
	類似上場会社比較法	上場企業と同等程度の企業の場合
ネットアセットアプローチ	時価純資産法	将来利益が見込めない



デューデリジェンス (DD) の目的とポイント

1 事業価値算定に影響する項目 (主にディスカウント項目) が無いかを確認する

2 非事業資産 & 非事業負債の有無を確認する

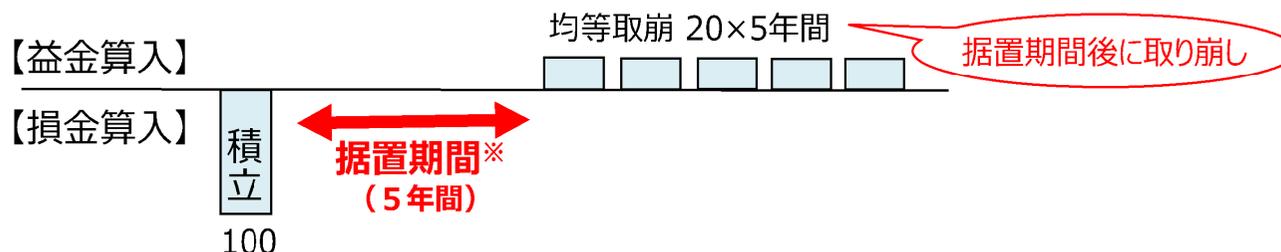
3 有利子負債、簿外負債、潜在負債等の有無を確認する

準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）【制度の概要】

- 中小企業者のうち、令和6年3月31日までに事業承継等事前調査（実施する予定のDD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度です。

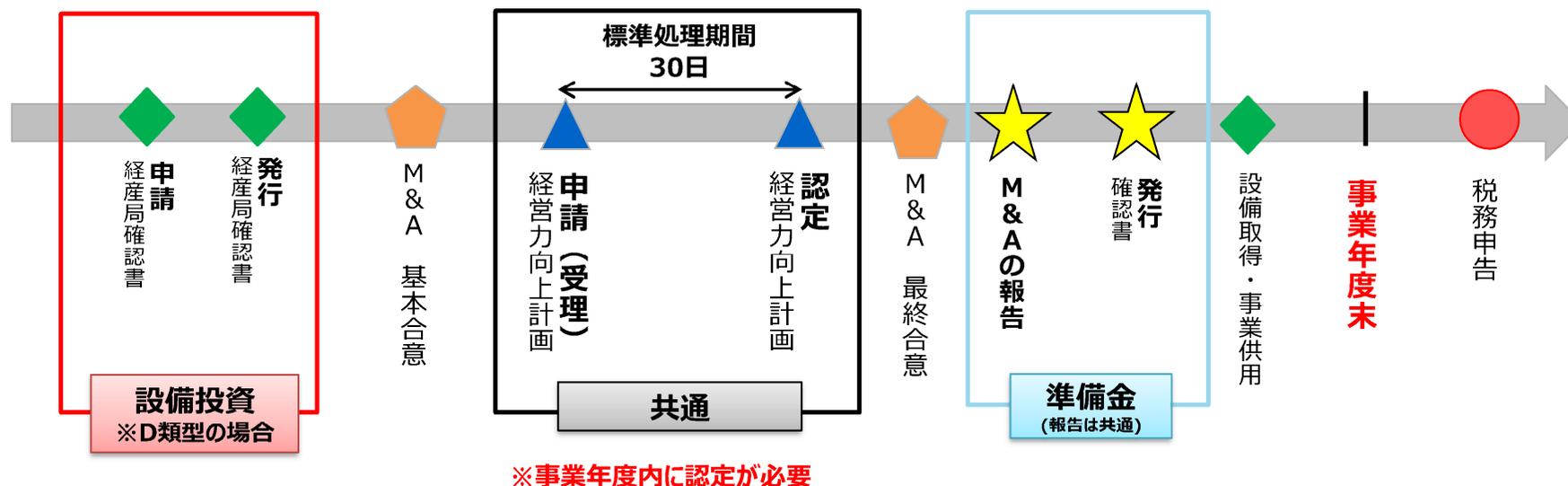
※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

- ◆M&A実施時：買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆取崩要件該当時：減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆5年経過後：措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



※簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。

【参考】 税制措置を併用する場合の申請一覧



設備投資

- ・D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける
- ※経営強化税制A～C類型を活用することも可能。

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し及び計画認定書の写しを添付。

準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに、様式5を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告。
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

※必ずしも事業年度内である必要はない

(出典: 中小企業庁HP)

事業承継等事前調査 チェックシート（財務・税務DD）

入力にあたっては、「事業承継等事前調査チェックシート作成の手引き」をご確認ください。

大項目	中項目	小項目	一般的な調査項目例	実施予定
財務 DD ・ 税務 DD	1. 貸借対照表	現預金	残高、預貯金の引き出し制限等、現金管理状況、資金繰り 等	
		売上債権	売上の計上基準、取引先との取引条件、売上債権の回収可能性、売上管理の状況、受取手形の裏書・割引 等	
		棚卸資産	棚卸資産の評価基準、評価の妥当性、仕掛品の認識・測定方法、帳簿残と実地棚卸との差異、重要な棚卸資産の視察 等	
		有形固定資産	減価償却方法、評価の妥当性や将来予定されるコスト（土壌汚染、建物の修繕・現状回復費等）、（不動産については）担保提供の状況、重要な有形固定資産の視察 等	
		無形固定資産	実在性、契約書等、減価償却方法、評価の妥当性 等	
		リース取引	会計処理基準、契約内容 等	
		有価証券	会計方針、残高、評価の妥当性、（株券が発行されているものについては）現物管理 等	
		デリバティブ・外貨建取引	取引の有無、会計方針、契約内容、評価の妥当性 等	
		貸付金等	契約内容、貸付金等の回収可能性、（役員・関係会社に対する貸付金等がある場合には）取引条件の妥当性 等	
		敷金・保証金	契約内容、敷金・保証金の回収可能性 等	
		その他の資産	その他資産の有無、会計方針、実在性・評価の妥当性 等	
		仕入債務	仕入の計上基準、仕入先との取引条件、支払管理の状況 等	
		有利子負債	借入条件（担保状況等含む）、残高、（役員・関係会社からの借入等がある場合には）取引条件の妥当性 等	
		退職給付引当金	採用している退職金制度、（退職金要支給額が見積りうる場合には）計上額の十分性 等	
		その他の負債	その他負債の有無、会計方針、網羅性 等	
		純資産	純資産の構成要素、（定款や登記・議事録・法人税申告書等から）発行済株式数や株主推移、（自己株式がある場合には）保有目的・処理方法の妥当性、種類株式・新株予約権の有無 等	
注記等	会計方針、重要事項、債務保証等のオフバランス項目・その影響 等			

財務 D D ・ 税務 D D	2 . 損益計算 書	売上高	売上高の計上基準、主要な取引先との取引条件、調査対象期間における売上高の推移と増減要因等	
		売上原価	主要な取引先との取引条件、調査対象期間における売上原価・仕入高の推移と増減要因等	
		造原価	原価計算の方法・販管費との区分方法、（標準原価計算を採用している場合）原価差異が生じている場合にはその原因、調査対象期間における製造原価の推移と増減要因等	
		販管費及び一般管理費	主要な販管費の項目、役員・同族関係者に対する取引・給与、（設備については）償却方法・耐用年数、修繕費の発生頻度等、調査対象期間における販管費の推移と増減要因等	
		営業外損益	主要な営業外損益項目、（支払利息・受取利息については）対応する借入・貸付との関係、調査対象期間における営業外損益の推移と増減要因等	
		特別損益	計上事由、取引の性質等	
	3 . 会計方針、 議事録等の確認	議事録等	（株主総会、取締役会の議事録等から）過去の組織再編等	
		会計方針	財務諸表作成の会計方針、（会計方針の変更があった場合には）各期の財務諸表の数値の比較可能性等	
		外部調査	会計監査、内部監査、税務調査等の結果、財務・税務DDで重点的に調査すべき領域等	
	4 . 税務リスクの 把握	各種届出	消費税関係の届出、資産の評価方法・償却方法の届出等	
		申告内容	申告調整項目、税額控除項目等	
		組織再編、欠損金	過去の組織再編の有無・税務処理、繰越欠損金の発生原因等	
		その他	その他税務申告内容を誤っていたことで追徴課税されるような税務リスク等	

（出典：中小企業庁）